

学習指導要領等の構成、総則の構成等に関する資料

• 学習指導要領の法的性格	1
• 学校教育法、施行規則、学習指導要領等、解説書等の関係	2
• 教育課程に関連し学校が作成するもの等	3
• 現行学習指導要領等の構成(幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、 中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、..... 特別支援学校小学校・中学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領)	4
• 総則の構成の変遷	11
• 各教科の目標の示し方の変遷(例)	12
• 各教科等における各学年の目標及び内容の示し方	15
• 教育課程と指導計画等について	17
• (参考)告示の形式の例	19

学習指導要領の法的性格

- 教育課程を編成する主体は学校である。(小学校学習指導要領第1章総則第1の1。中学校、高校も同様。幼稚園教育要領第1章総則の第2))
- 学習指導要領等は、学校教育の水準を確保するために、学校教育法及び同施行規則の規定に基づいて文部科学大臣が教育課程の基準として示すものであり、各学校が教育課程の編成及び実施を行うに当たっては、これに従わなければならないものである。
(児童生徒が目標を達成することを義務付けるものではなく、各学校が、教育基本法、学校教育法、学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があるとしている。)
- 同時に、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である。(学習指導要領の「基準性」と呼ばれている)
また、学習指導要領に示す教科等の目標、内容等は中核的な事項にとどめられ、大綱的なものとなっている。

学校教育法(抄)

第33条 小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

学校教育法施行規則(抄)

第52条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

小学校学習指導要領 第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

1. 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校教育法、同施行規則、学習指導要領等、解説書等の関係

日本国憲法

教育を受ける権利、義務教育について規定。

教育基本法

教育の目的、教育の目標、教育の機会均等、義務教育、学校教育、大学、家庭教育、社会教育等を規定。

学校教育法

各学校段階ごとの目的、目標、修業年限を規定。また、教科に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。

学校教育法施行規則
(文部科学省令)

各学校段階ごとの各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する学習指導要領等によることを規定。

学習指導要領
(文部科学省告示)

※幼稚園は幼稚園教育要領

全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として、国が学校教育法等の規定に基づき各教科等の目標や大まかな内容を告示として定めているもの。教育課程編成の基本的な考え方や、授業時数の取扱い、配慮事項などを規定した総則と、各教科、道徳及び特別活動の目標、内容及び内容の取扱いを規定。

学習指導要領解説
※幼稚園は幼稚園教育要領解説

大綱的な規準である学習指導要領等の総則及び各教科等の記述の意味や解釈など詳細について説明するために文部科学省が作成。

指導資料・事例集等

学習指導要領等を踏まえた指導を行う際に参考となる資料、事例等をまとめたもの。

学校管理規則
(教育委員会規則)

法令や条例等に反しない範囲で、教育委員会が、教育課程について必要な規則(授業日数、教育課程の編成や行事、教材使用等の手続きなど)を定めることを規定。

○「告示」には様々な形式、効果のものが含まれるが、学習指導要領は、学校教育法及び同施行規則に根拠を有し、単なる指導助言文書ではなく法的基準性のあるものである。
(S51.5.21最高裁判決)

○同時に、学習指導要領は大綱的な基準であり、各学校が創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開することが期待されている。(小総則第1の1など)

○法律等と異なり、告示するフォーマット等は定型化されていないが、上記のような性格を踏まえた記載にする必要はある。

○学習指導要領等の改訂と合わせて作成する。
○緊急の必要がある場合には学習指導要領の改訂とは別途、解説の一部改訂を行うことがある。(平成24年領土及び自然災害についての改訂を実施)
○文章による説明のほか、図表による説明(理科における系統表、総合的な学習の時間における探究活動のイメージなど)を交えて解説。全教科等の解説に、道徳の内容の学年段階・学校段階一覧を掲載。

(注)幼稚園、小中学校については、平成元年以前は「指導書」としていたが、学習指導要領等と同様の拘束力を有すると誤解されるとの指摘もあったため、その位置付けを一層明確にする観点から、高等学校と同様に「解説」に改めた。

○各教科等で活用するもの、言語活動のように教科横断的に取り組むべきことなど多様なものを含んでいる。冊子、リーフレット、映像資料(DVD)等。

○高校については、設置者が専門教科の標準単位数や学校設定科目等について規定しているほか、教育課程編成の手引き等を作成し、留意事項等を示していることが一般的。

教育課程に関連し学校が作成するもの等

学則
(公立小中学校を除く)

修業年限、学年、学期及び休業日、部科及び課程の組織、教育課程及び授業日時数、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項、入学・退学・転学・休学及び卒業に関する事項など

教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画【小学校学習指導要領解説総則編】
(学校として作成する)

全体計画

教科横断・学校全体で取り組むための計画
学習指導要領上、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動について全体計画を作成することとなっている。
(学校として作成する)

教科等ごと、学年ごとの
指導計画

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画
(学級担任、教科担任等が作成)

その他学校が作成する
計画など

学習指導要領に規定はないが、他の法令や計画等により作成が求められているものなど

障害のある児童生徒の個別の指導計画
個別の教育支援計画

障害のある児童などについて、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を必要に応じて作成することとなっている。
【小学校学習指導要領総則第4-2(幼稚園、中学校、高等学校も同じ)】

指導要録

学校は、児童等の学習及び健康の状況を記録した書類として作成しなければならない。

○教育課程は、各学校が作成する。

○公立学校は、設置する教育委員会が定める学校管理規則により、毎年度、教育課程の届出を行う。

○様式や内容は各教育委員会により異なるが、例えば、小中学校の場合には、

①教育目標

②指導の重点、方針

③各教科、総合的な学習の時間、学級活動等の時数

④学校行事および児童会・生徒会活動等の時数

などを、各教育委員会が定める様式等により、前年度の定められた時期までに届けることとされていることが一般的。

○年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

○学校安全教育(学校保健安全法)、食に関する指導(食育基本法)などのように、他の法令や、法令に基づく計画等により作成することとされているものもあれば、各学校が独自に作成しているものもある。

○幼児児童生徒が進学した場合等において、学校は、抄本または写しを進学先の学校に送付しなければならない。

○指導に関する記録としては、各教科、総合的な学習の時間、特別活動の記録、行動の記録、総合所見等を記録。

現行学習指導要領等の構成①

幼稚園教育要領の構成

第1章 総則

幼稚園教育の基本、教育課程の編成、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

五つの領域＜健康、人間関係、環境、言葉、表現＞ごとに、ねらい、内容の取扱いを規定

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

指導計画の作成に当たっての留意事項（一般的な留意事項、特に留意する事項）、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 幼稚園教育の基本

- ・生涯にわたる人格形成の基礎
- ・学校教育法第22条の目的の達成
- ・幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育
- ・幼児の主体的な活動、幼児期にふさわしい生活の展開
- ・幼児の自発的な活動としての遊びを通した指導、幼稚園教育のねらいの総合的な達成
- ・幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導
- ・幼児一人一人の行動の理解と予測に基づき、計画的に環境を構成

第2 教育課程の編成

- ・家庭との連携を図りながら幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成
- ・創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程の編成
- ・具体的なねらいと内容の組織
- ・入園から修了に至るまでの長期的な視野をもった充実した生活の展開
- ・教育週数（39週を下回らないこと）
- ・1日の教育時間（4時間を標準とする）

第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

- ・地域の実態や保護者の要請による、いわゆる「預かり保育」の実施
- ・家庭や地域における幼児期の教育の支援

現行学習指導要領等の構成②

小学校学習指導要領の構成

青字は、中学校学習指導要領には示されていない観点

第1章 総則

教育課程の編成、実施について各教科等にわたる
通則的事項を規定

第2章 各教科

各教科等ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国語	第6節	音楽
第2節	社会	第7節	図画工作
第3節	算数	第8節	家庭
第4節	理科	第9節	体育
第5節	生活		

第3章 特別の教科 道徳※

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
- ・道徳教育 　・体育・健康に関する指導

第2 内容の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点 　・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方 　・複式学級

第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数（週数）
- ・児童会活動、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の関連、系統的・発展的指導
 - ・2学年を見通した指導
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
 - ・合科的・関連的な指導
- 2 その他の配慮
 - ・言語活動の充実
 - ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・学級経営の充実、生徒指導の充実
 - ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
 - ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会
 - ・個に応じた指導の充実 　・障害のある児童への指導
 - ・海外から帰国した児童等への適切な指導
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などの交流の機会

現行学習指導要領の構成③

中学校学習指導要領の構成

第1章 総則

教育課程の編成、実施について各教科等にわたる
通則的事項を規定

第2章 各教科

各教科等ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国語	第6節	美術
第2節	社会	第7節	保健体育
第3節	数学	第8節	技術・家庭
第4節	理科	第9節	外国語
第5節	音楽		

第3章 特別の教科 道徳 ※

※ 平成31年度から

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

青字は、小学校学習指導要領には示されていない観点

第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導

第2 内容の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方 ・複式学級 ・選択教科の開設

第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数（週数）
- ・生徒会活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の関連、系統的・発展的指導
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- 2 その他の配慮
 - ・言語活動の充実
 - ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・生徒指導の充実 ・進路指導の充実 ・ガイダンス機能の充実
 - ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
 - ・個に応じた指導の充実 ・障害のある生徒の指導
 - ・海外から帰国した生徒等への適切な指導
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・部活動の意義や留意点
 - ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などの交流の機会

現行学習指導要領等の構成④

高等学校学習指導要領の構成

第1章 総則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通的事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、
芸術、外国語、家庭、情報

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、
理数、体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

第1款 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育・体育・健康に関する指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科・科目及び総合的な学習の時間な学習の時間の単位数等
- ・学校設定教科・科目

第3款 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成
- 2 各教科・科目等の内容等の取扱い
- 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項
 - ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
 - ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
 - ・義務教育段階での学習内容の確実な定着
 - ・道徳教育の全体計画の作成
- 4 職業教育に関して配慮すべき事項
 - ・普通科における配慮事項・専門学科における配慮事項・進路指導等の充実
- 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項
 - ・言語活動の充実・個々の生徒の特性等の伸張
 - ・生徒指導の充実・キャリア教育の推進
 - ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
 - ・個に応じた指導の充実・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
 - ・障害のある生徒などへの配慮
 - ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導・情報モラル、情報活用能力
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実・部活動の意義と留意点
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

第6款 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

現行学習指導要領等の構成⑤

特別支援学校幼稚部教育要領

青字は、幼稚園教育要領には示されていない観点

第1章 総則

幼稚部における教育の基本、教育の目標、教育課程の編成

第2章 ねらい及び内容

- 「健康、人間関係、環境、言葉、表現」のねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるが、指導に当たっては幼児の障害の状態等に十分配慮する。
- 自立活動のねらい、内容、指導計画の作成と内容の取扱い

第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項

指導計画の作成に当たっての留意事項（一般的な留意事項、特に留意する事項）

第1 幼稚部における教育の基本

- 生涯にわたる人格形成の基礎
- 学校教育法第72条の目的の達成
- 幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育
- 幼児の主体的な活動、幼児期にふさわしい生活の展開
- 幼児の自発的な活動としての遊びを通した指導、幼稚部の教育のねらいの総合的な達成
- 幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導
- 幼児一人一人の行動の理解と予測に基づき、計画的に環境を構成

第2 幼稚部における教育の目標

- 家庭との連携を図りながら障害や発達の程度を考慮し、学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう、学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うこと

第3 教育課程の編成

- 幼稚部における教育の目標の達成に努めることにより義務教育及びその後の教育の基礎を培う
- 創意工夫を生かし、幼児の障害や発達の程度及び学校や地域の実態に即応した適切な教育課程の編成
- 具体的なねらいと内容の組織
- 入園から修了に至るまでの長期的な視野をもった充実した生活の展開
- 教育週数(39週を下回らないこと)・1日の教育時間(4時間を標準とする)

現行学習指導要領等の構成⑥

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

青字は、小・学校の学習指導要領には示されていない観点

第1章 総則

第2章 各教科

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- 教科の目標、内容は、小学校・中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする
- 特に配慮すべき事項について視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱のそれぞれについて記載

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (小学部) 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育
(中学部) 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、(必要に応じ) 外国語

第3章 特別の教科 道徳

※ 小学部は平成30年度、中学部は平成31年度から

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

第7章 自立活動

第1節 教育目標

小学校、中学校に準じた目標、小学部・中学部を通じて障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと

第2節 教育課程の編成

第1 一般方針

- 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- 障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成
- 学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- 道徳教育・体育・健康に関する指導・**自立活動の指導、自立活動と各教科等との関連**

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- すべての学校で取り扱わなければならない事項・発展的内容の指導と留意点
- 指導の順序の工夫・2学年にまたがる目標・内容・複式学級・選択教科の開設
- 知的障害者である生徒に対する教育を行う中学部における各教科等の履修**
- 知的障害の状態や経験等に応じた指導内容の設定**

第3 授業時数等の取扱い

- 小学校、中学校に準じた総授業時数・総合的な学習の時間に当てる授業時数
- 自立活動の時間に当てる授業時数**・授業週数・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- 創意工夫を生かした弾力的な時間割・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画**
 - 各教科、各学年間の相互の関連、系統的・発展的指導・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
 - 合科的・関連的指導・個別の指導計画の作成と適切な評価・改善
 - 家庭、地域との連携、学校相互の連携、小学校・中学校の児童生徒との交流及び共同学習、地域の人々等と活動を共にする機会
- その他の配慮**
 - 個別の指導計画に基づく指導方法や指導体制の工夫改善**
 - 重複障害者の指導のための教師間の協力、専門家の指導・助言**
 - 言語活動の充実・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - 生徒指導の充実、中学部における進路指導の充実・小学校における学習課題等の選択、自らの将来について考える機会を設けるなどの工夫、中学部におけるガイダンス機能の充実
 - 児童生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動・海外から帰国した生徒等への適切な指導
 - 通学困難な児童生徒に対する教員の派遣を行う場合の指導方法や体制の工夫**
 - コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性等に即した教材・教具の工夫
 - 学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
 - 評価による指導の改善、学習意欲の向上・児童生徒の障害の状態に応じた保健及び安全への留意
 - 家庭及び地域、関係機関との連携を図り個別の教育支援計画の作成**
 - 部活動の意義や留意点・地域における特別支援教育のセンターとしての役割、校内体制の整備と他校との連携

第5. 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

現行学習指導要領等の構成⑦

特別支援学校高等部学習指導要領

第1章 総則

第2章 各教科

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- ・高等学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとするほか、以下の教科を設定
(視覚障害)保健理療、理療、理学療法
(聴覚障害)印刷、理容・美容、クリーニング、歯科技工
- ・特に配慮すべき事項について視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱のそれぞれについて記載

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- ・各学科に共通
国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報
- ・主として専門学科において開設
家政、農業、工業、流通・サービス、福祉

第3章 道徳

(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

第6章 自立活動

第1節 教育目標

- ・学校教育法第72条の目的の実現のため、学校教育法第51条の高等学校の目標、生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

第2節 教育課程の編成

第1款 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等との関係
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育
- ・体育・健康
- ・自立活動の指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

- ・卒業までに履修させる単位数
- ・各学科に共通する各教科、主として専門学科において開設される各教科
- ・学校設定教科、科目
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各学科に共通する各教科等
- ・主として専門学科において開設される各教科
- ・学校設定教科
- ・各教科、道徳、及び総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成
- 2 各教科・科目等の内容等の取扱い
 - ・発展的内容の指導
 - ・学期の区分に応じた単位ごとの分割
 - ・基礎的・基本的な事項への重点等内容を適切に選択した指導
 - ・生徒の知的障害の状態や経験等に応じた指導内容の設定
- 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項
 - ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
 - ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
 - ・個別の指導計画の作成と評価、指導の改善
 - ・義務教育段階での学習内容の確実な定着
 - ・道徳教育の全体計画の作成
 - ・家庭や地域社会との連携、学校相互の連携・交流、高等学校の生徒等との交流や共同学習、地域の人々等と活動を共にする機会
- 4 職業教育に関して配慮すべき事項
 - ・普通科における配慮事項
 - ・専門学科における配慮事項
 - ・進路指導等の充実
- 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- ・個別の指導計画に基づく指導方法や指導体制の工夫改善等
- ・重複障害者への指導
- ・言語活動の充実
- ・ガイダンス機能の充実
- ・生徒指導の充実
- ・キャリア教育の推進
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導
- ・情報モラル、情報活用能力、教材・教具の創意工夫
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・実験・実習に当たっての安全と保健への留意
- ・家庭や地域、関係機関との連携を図る個別の教育支援計画の作成
- ・部活動の意義と留意点
- ・特別支援教育のセンターとしての役割等

第5款 単位の修得及び卒業の認定

- ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒の単位修得、卒業までに習得させる単位数、各学年の課程の修了の認定
- ・知的障害者である生徒の全課程の修了の認定

第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第7款 専攻科

(参考) 総則の構成の変遷(小学校)

昭和33年	昭和43年	昭和52年	平成元年	平成10年	平成20年
1 教育課程の編成 (授業時数等の取扱いを含む)	1 教育課程一般 (授業時数等の取扱いを含む)	授業時数の取扱、道徳教育、体育等を含め1～8の項目に整理	1 教育課程編成の一般方針 (道徳、体育含む)	1 教育課程編成の一般方針 (道徳、体育含む)	1 教育課程編成の一般方針 (道徳、体育含む)
2 指導計画作成および指導の一般方針	2 道徳教育		2 内容等の取扱いに関する共通的事項	2 内容等の取扱いに関する共通的事項	2 内容等の取扱いに関する共通的事項
3 道徳教育	3 体育		3 授業時数等の取扱い	3 総合的な学習の時間の取扱い	3 授業時数等の取扱い
			4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項	4 授業時数等の取扱い	4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
				5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項	

※総合的な学習の時間は総則の一部から独立した章立てへ移動

(参考) 各教科の目標の示し方の変遷① (中学校数学科の例)

昭和33年	昭和43年	昭和52年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>1 数量や図形に関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出す能力を伸ばす。</p> <p>2 数量や図形に関して、基礎的な知識の習得と、基礎的な技能の習熟を図り、それらを的確かつ能率的に活用できるようにする。</p> <p>3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解を深め、それによって、数量や図形についての性質や関係を簡潔、明確に表現したり、思考を進めたりする能力を伸ばす。</p> <p>4 ものごとを数学的にとらえ、その解決の見通しをつける能力を伸ばすとともに、確かな根拠から筋道を立てて考えていく能力や態度を養う。</p> <p>5 数学が生活に役立つことや、数学と科学・技術との関係などを知らせ、数学を積極的に活用する態度を養う。</p> <p>以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として数学科の目標をなすものであるから、指導にあたっては、この点を常に考慮しなければならない。</p>	<p>事象を数理的にとらえ、論理的に考え、統合的、発展的に考察し、処理する能力と態度を育成する。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出す能力と態度を養う。 2 数量、図形などに関する基礎的な知識の習得と基礎的な技能の習熟を図り、それらを的確かつ能率的に活用する能力を伸ばす。 3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解を深め、それによって数量、図形などについての性質や関係を簡潔、明確に表現し、思考を進める能力と態度を養う。 4 事象の考察に際して、適切な見通しをもち、論理的に思考する能力を伸ばすとともに、目的に応じて結果を検討し、処理する態度を養う。 	<p>数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、数学的な表現や処理の仕方についての能力を高めるとともに、それらを活用する態度を育てる。</p>	<p>数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察する能力を高めるとともに数学的な見方や考え方のよさを知り、それらを進んで活用する態度を育てる。</p>	<p>数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさ、数学的な見方や考え方のよさを知り、それらを進んで活用する態度を育てる。</p>	<p><u>数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる。</u></p>
5点の目標を示しつつ、その目標同士の関係について説明	総括的な目標の下に4つの具体的目標を並べ、重点的なものに絞るために5点目の目標を割愛	数学教育の目標として中核的なものに限定して総括的に示す	「数学的な見方や考え方のよさ」を強調	「数学的活動の楽しさ」を追記	知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成と、数学の学習に主体的に取り組む態度を養うことにバランスよく取り組む観点からの修正

昭和52年改訂における教科目標の示し方の変更

指導内容の精選やや集約化、領域区分の整理統合と合わせ、各教科の目標を中核的なものに絞り、それを達成するための指導事項を基礎的・基本的なものに精選した。「従前では、各教科の目標は、総括的な目標の外に具体的な目標を数項目設けていたが、目標が網羅的になれば指導内容もそれに応じて網羅的になる傾向が見られた。そこで、各教科の目標と人間形成の関連を一層明確にし、その中核となるものに限定して総括的に示した。(略)これらの基礎的・基本的な事項を確実に身につけさせることを通して、児童生徒の創造的な能力の育成が図られることを期待することとされた」

(小学校指導書一般編(昭和53年))

(参考) 各教科の目標の示し方の変遷② (小学校国語科の例)

昭和33年	昭和44年	昭和52年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>1. 日常生活に必要な国語の能力を養い、思考力を伸ばし、心情を豊かにして、言語生活の向上を図る。</p> <p>2 経験を広め、知識や情報を求め、また、楽しみを得るために、正しく話を聞き文章を読む態度や技能を養う。</p> <p>3 経験したこと、感じたこと、考えたことをまとめ、また、人に伝えるために、正しくわかりやすく話をし文書に書く態度や技能を養う。</p> <p>4 聞き話し読み書く能力をいつそう確実にするために、国語に対する関心や自覚をもつようとする。</p> <p>上に掲げた国語科の目標1は、国語料において指導すべき総括的な目標である。目標2および3は、国語料において具体的に指導すべき聞くこと、読むこと、話すことおよび書くことの活動について、その目標を掲げたものであるが、これらの指導にあたっては、常に目標1の達成を目指すとともに、目標4との関連を考慮して行わなければならない。</p> <p>4点の目標を示しつつ、その目標同士の関係について説明されていた。</p>	<p>生活に必要な国語を正確に理解し表現する能力を養い、国語を尊重する態度を育てる。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国語で思考し創造する能力と態度を養う。 2 国語による理解と表現を通して、知識を身につけ、心情を豊かにする。 3 国語による伝達の役割を自覚して、社会生活を高める能力と態度を養う。 4 国語に対する関心を深め、言語感覚を養い、国語を愛護する態度を育てる。 	<p>国語を正確に理解し表現する能力を養うとともに、国語に対する関心を深め、言語感覚を養い、国語を尊重する態度を育てる。</p>	<p>国語を正確に理解し適切に表現する能力を育てるとともに、<u>思考力や想像力</u>及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。</p>	<p>国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、<u>伝え合う力</u>を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。</p>	<p>国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に関する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。</p>
		<p>↑</p> <p>昭和52年改訂における教科目標の示し方の変更 指導内容の精選や集約化、領域区分の整理統合と合わせ、各教科の目標を中核的なものに絞り、それを達成するための指導事項を基礎的・基本的なものに精選した。「従前では、各教科の目標は、総括的な目標の外に具体的な目標を数項目設けていたが、目標が網羅的になれば指導内容もそれに応じて網羅的になる傾向が見られた。そこで、各教科の目標と人間形成の関連を一層明確にし、その中核となるものに限定して総括的に示した。(略)これらの中核的な事項を確実に身につけさせることを通じて、児童生徒の創造的な能力の育成が図られることを期待することとされた」</p>			<p>(小学校指導書一般編(昭和53年))</p>

(参考) 各教科の目標の示し方の変遷③ (高等学校外国語科の例)

昭和35年	昭和45年	昭和53年	平成元年	平成11年	平成21年
<p>1 外国語の音声に習熟させ、聞く能力および話す能力を養う。</p> <p>2 外国語の基本的な語法に習熟させ、読む能力および書く能力を養う。</p> <p>3 外国語を通して、その外国語を日常使用している国民について理解を得させる。</p> <p>以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として「外国語」の目標をなすものであり、「外国語」の各科目の目標のもとなるものである。指導にあたつては、各科目の目標とともに教科の目標の達成に努めなければならない。</p>	<p>外国語を理解し表現する能力を養い、言語に対する意識を深めるとともに、国際理解の基礎をつちかう。</p> <p>このため、</p> <p>1 外国語の音声、文字および基本的な語法に慣れさせ、聞き、話し、読み、書く能力を養う。</p> <p>2 外国語を通して、外國の人々の生活やものの見方について理解を得させる。</p>	<p>外国語を理解し、外国語で表現する能力を養うとともに、言語に対する関心を深め、外国の人々の生活やものの見方などについて理解を得させる。</p>	<p>外国語を理解し、外国語で表現する能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解を深める。</p>	<p>外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考え方などを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。</p>	<p>外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。</p>
		<p>昭和53年改訂における教科目標の示し方の変更</p> <p>指導内容の精選や集約化、領域区分の整理統合と合わせ、各教科の目標を中心的なものに絞り、それを達成するための指導事項を基礎的・基本的なものに精選した。「従前では、各教科の目標は、総括的な目標の外に具体的な目標を数項目設けていたが、目標が網羅的になれば指導内容もそれに応じて網羅的になる傾向が見られた。そこで、各教科の目標と人間形成の関連を一層明確にし、その中核となるものに限定して総括的に示した。(略)これら基礎的・基本的な事項を確実に身につけさせることを通して、児童生徒の創造的な能力の育成が図られることを期待することとされた」</p>			
		<p>教育の目標として中核的なものに限定し総括的に示す</p>	<p>外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、国際理解について追記</p>	<p>コミュニケーション能力に係る記述を追記</p>	<p>「コミュニケーション能力」に係る記述の変更</p>

(小学校指導書一般編(昭和53年))

各教科等における学年ごとの目標及び内容の示し方（小学校）

◆各学年の目標及び内容について、教科等によっては、単一の学年ごとに示しているもの、2学年まとめて示しているもの、学年ごとに分けずに示しているものがある。各教科等における示し方は以下の通り。

国語

音楽

図画工作

体育

【第1学年及び第2学年】 【第3学年及び第4学年】 【第5学年及び第6学年】

社会

理科

【第3学年及び第4学年】 【第5学年】 【第6学年】

算数

【第1学年】 【第2学年】 【第3学年】 【第4学年】 【第5学年】 【第6学年】

生活

【第1学年及び第2学年】

家庭

【第5学年及び第6学年】

外国語活動

※各学年の目標については規定なし。内容は【第5学年及び第6学年】まとめて規定。

総合的な学習の時間

※各学年の目標及び内容については各学校において定めるとしている。

道徳

※各学年の目標については規定なし。

内容は【第1学年及び第2学年】 【第3学年及び第4学年】 【第5学年及び第6学年】に分かれている。

特別活動

※各学年の目標及び内容についての規定はなく、各活動ごとの目標及び内容を定めている。

(学級活動) 内容は【第1学年及び第2学年】 【第3学年及び第4学年】 【第5学年及び第6学年】に分かれている。

(児童会活動) (クラブ活動) (学校行事) については、内容も学年ごとに分けずに規定。

※クラブ活動については「主として第4学年以上の同校の児童を持って組織するクラブにおいて…」と記載されている。

◆社会の例(イメージ)

第1 目標

社会生活について…

第2 各学年の目標及び内容

【第3学年及び第4学年】 【第5学年】 【第6学年】

1 目標

1 目標

(1)…

(1)…

(2)…

(2)…

⋮

⋮

2 内容

2 内容

(1)…

(1)…

(2)…

(2)…

⋮

⋮

各教科等における各学年の目標及び内容の示し方（中学校）

◆各学年の目標及び内容について、教科等によっては、単一の学年ごとに示しているもの、2学年まとめて示しているもの、学年ごとに分けず、各分野ごとに分けて示しているものなどがある。各教科等における示し方は以下の通り。

国語

数学

【第1学年】 【第2学年】 【第3学年】

社会

理科

技術・家庭

※各学年の目標及び内容は規定ではなく、各分野ごとの目標及び内容を定めている。

※社会においては、「内容の取扱い」で、「第1、第2学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させることを。」と規定されている。

※理科においては、各分野ごとの「内容の取扱い」で、どの項目をどの学年で取り扱うものとするかについての規定がある。

音楽

美術

【第1学年】 【第2学年及び第3学年】

保健体育

(体育分野) 【第1学年及び第2学年】 【第3学年】

(保健分野) ※各学年の目標及び内容については学年ごとに分けずに規定。

外国語

※各学年の目標及び内容については学年ごとに分けずに規定。

ただし、言語活動については、各学年ごとに配慮すべき事項が示されている。

道徳

※各学年の目標及び内容については規定なし。

総合的な学習の時間

※各学年の目標及び内容については各学校において定めるとしている。

特別活動

※各学年の目標及び内容についての規定ではなく、各活動ごとの目標及び内容を定めている。

◆音楽の例(イメージ)

第1 目標

社会生活について…

第2 各学年の目標及び内容

【第1学年】

1 目標

(1)…

(2)…

⋮

2 内容

(1)…

(2)…

⋮

【第2学年及び第3学年】

1 目標

(1)…

(2)…

⋮

2 内容

(1)…

(2)…

⋮

(参考) 教育課程と指導計画等について

教育課程について

- 「教育課程」の定義、意義について、学習指導要領の本体に記載はなく、解説の中で、教育課程の意義について以下のように言及している。

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であると言うことができる。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

… 以上のことと要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

<小学校学習指導要領解説 総則編>

全体計画と指導計画について

指導計画

指導計画は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

＜小学校学習指導要領解説 総則編＞

全体計画

学習指導要領では、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動について、学校としての全体計画に基づいて、それぞれの指導計画を作成することとされている。

＜道徳＞ 小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳（平成27年3月一部改訂）より

各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

＜総合的な学習の時間＞ 小学校学習指導要領 第5章 総合的な学習の時間 より

1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。 <略>

＜特別活動＞ 小学校学習指導要領 第6章 特別活動 より

1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や児童の発達の段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

(注)なお、いわゆる全体計画には、学習指導要領に規定されているもののほか、法令や法令に基づく計画等で作成することを求めているもののほか、各学校独自で作成しているもの、各教育委員会等が作成することをしているものなどがある。また、児童生徒への指導だけでなく、学校の管理運営や教職員の研修等を含めるものもある。

(参考) 様々な告示の形式の例

法令に根拠のある告示であっても、その示し方は様々な形のものがある。

(前文を置き作成趣旨等を示している例)

○ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成25年2月8日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)

前文

科学研究の推進は、人々が健やかで心豊かに生活できる社会を実現するための重要な課題である。その中で、20世紀後半に開始されたヒトゲノム・遺伝子解析研究は、生命科学及び保健医療科学の進歩に大きく貢献し、人類の健康や福祉の発展、新しい産業の育成等に重要な役割を果たしている。

一方、ヒトゲノム・遺伝子解析研究は、個人を対象とした研究に大きく依存し、また、研究の過程で得られた遺伝情報は、提供者（ヒトゲノム・遺伝子解析研究のための試料・情報を提供する人）及びその血縁者の遺伝的素因を明らかにし、その取扱いによっては、様々な倫理的、法的又は社会的問題を招く可能性があるという側面がある。そこで、人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得て、適正に研究を実施することが不可欠である。また、世界医師会によるヘルシンキ宣言等に示された倫理規範を踏まえ、提供者個人の人権の保障が、科学的又は社会的な利益に優先されなければならないことに加えて、この側面について、社会に十分な説明を行い、その理解に基づいて研究を実施することが求められている。

本指針は、これらの状況を踏まえ、ヒトゲノム・遺伝子解析研究一般に適用されるべき倫理指針として、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省において共同で作成し、社会に提示するものである。また、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に多様な形態があることに配慮して、本指針においては基本的な原則を示すこととし、研究者等が研究計画を立案し、その適否について倫理審査委員会が判断するに当たっては、この原則を踏まえつつ、個々の研究計画の内容等に応じて適切に判断することが求められる。

なお、個人情報保護に関し、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う機関においては、民間企業、行政機関、独立行政法人等の区分に応じて適用される個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び個人情報の保護に関する法律第11条第1項の趣旨を踏まえて地方公共団体において制定される条例を遵守する必要があることに留意しなければならない。

前文

第1 基本的考え方

- 1 基本方針
- 2 本指針の適用範囲

第2 研究者等の責務

- 3 全ての研究者等の基本的な責務
- 4 研究を行う機関の長の責務
- 5 研究責任者の責務
- 6 海外との共同研究

第3 提供者に対する基本姿勢

- 7 インフォームド・コンセント
- 8 遺伝情報の開示
- 9 遺伝カウンセリング

第4 倫理審査委員会

- 10 倫理審査委員会の責務及び構成

第5 試料・情報の取扱い等

- 11 他の研究を行う機関への試料・情報の提供等
- 12 匿名化された情報の取扱い
- 13 試料・情報の保存及び廃棄
- 14 研究を行う機関の既存試料・情報の利用
- 15 外部の機関の既存試料・情報の利用

第6 個人情報の保護

- 16 保護すべき個人情報
- 17 安全管理措置
- 18 個人情報の取扱い
- 19 個人情報の開示等
- 20 個人情報管理者の責務

第7 用語の定義

- 21 用語の定義
 - (1) 試料・情報
 - (2) 診療情報
 - (3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究
 - (4) 遺伝情報
 - (5) 匿名化
 - (6) 個人情報管理者
 - (7) インフォームド・コンセント
 - (8) 代諾者等
 - (9) 研究を行う機関
 - (10) 試料・情報の提供が行われる機関
 - (11) 試料・情報の収集・分譲を行う機関
 - (12) 共同研究機関
 - (13) 外部の機関
 - (14) 倫理審査委員会
 - (15) 研究者等
 - (16) 研究責任者
 - (17) 研究担当者
 - (18) 提供者
 - (19) 遺伝カウンセリング
 - (20) 既存試料・情報

第8 見直し

- 22 見直し

第9 細則

- 23 細則

第10 施行期日

- 24 施行期日

第11 経過措置

- 25 経過措置

(参考) 様々な告示の形式の例

(法律等の形式をほぼ踏襲している告示の例)

○自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

(制定 平成元年労働省告示第7号、最終改正平成12年労働省告示第120号)

(目的等)

第1条 この基準は、自動車運転者(労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「法」という。)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業 又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)であって、四輪以上の自動車の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。以下同じ。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。

- 2 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。
- 3 使用者は、季節的繁忙その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

(一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

第2条 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)に従事する自動車運転者(隔日勤務に就くものを除く。この項において同じ。)の拘束時間(労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。以下同じ。)及び休息期間(使用者の拘束を受けない期間をいう。以下同じ。)については、次に定めるところによるものとする。

- 一 1箇月についての拘束時間は、299時間(顧客の需要に応ずるため常態として車庫等において待機する就労形態(以下「車庫待ち等」という。)の自動車運転者について、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定(以下「労使協定」という。)があるときは、322時間)を超えないものとすること。
 - 二 1日(始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。)についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であつても、1日についての拘束時間の限度(以下「最大拘束時間」という。)は、16時間とすること。ただし、車庫待ち等の自動車運転者について、次に掲げる要件を満たす場合には、この限りでない。
 - イ 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。
 - ロ 1日についての拘束時間が16時間を超える回数が、1箇月について7回以内であること。
 - ハ 1日についての拘束時間が18時間を超える場合には、夜間4時間以上の仮眠時間を与えること。
 - 二 1回の勤務における拘束時間が、24時間を超えないこと。
 - 三 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること。

:

(以下略)